

参考資料2

(建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律、
新規制等の公共工事への適用)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

国土交通省

令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者の値

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**待遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

待遇改善

労務費への
しわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の待遇改善

○労働者の待遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

労務費確保のイメージ



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例:遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例:元下間でデータ共有)

→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(CTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



タブレットを用いて
情報共有を円滑化

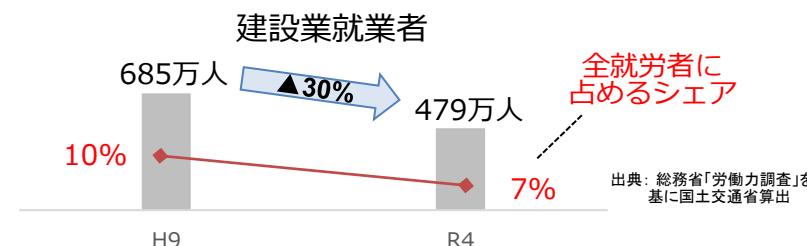
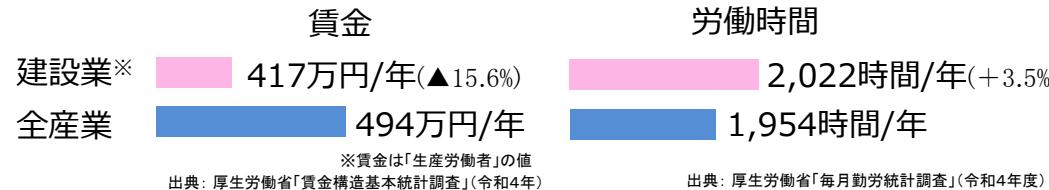
下請業者

背景と方向性

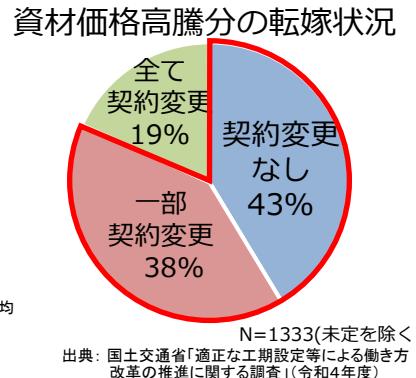
背景

建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

→ 担い手の確保が困難



資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

+
働き方改革
・
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

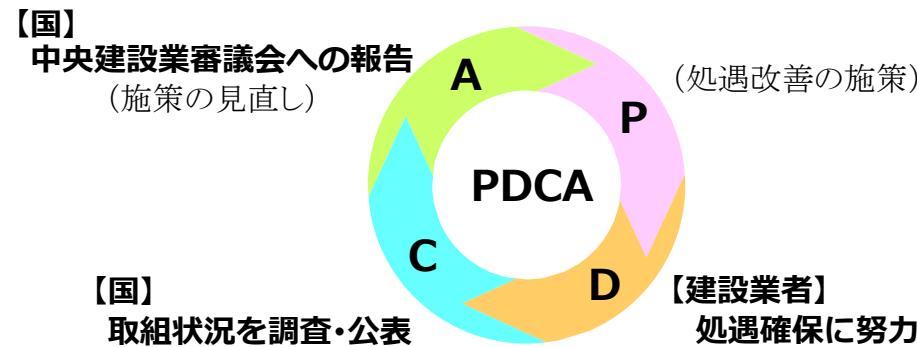
【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

→ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**
※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

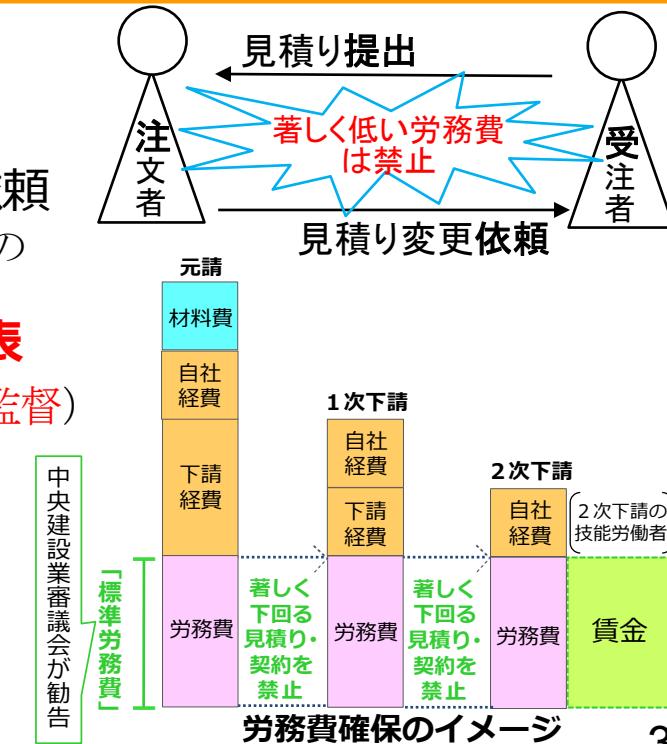
→ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)

(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

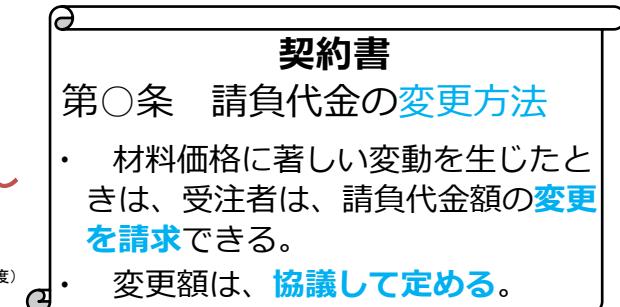
契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「**変更方法**」を
契約書の法定記載事項として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を
注文者に**通知**する**義務**



← ! 「資材高騰のおそれあり」

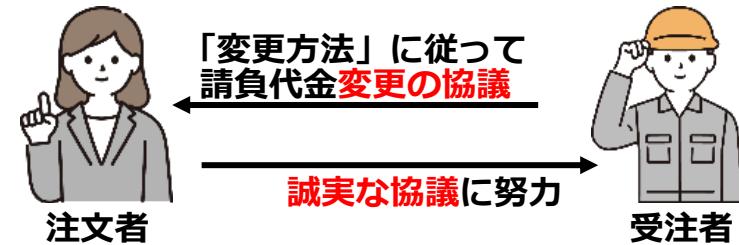
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

→ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- 1位 作業員の増員 25%
2位 休日出勤 24%
3位 早出や残業 17% } 4割超

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

- 契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注)不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

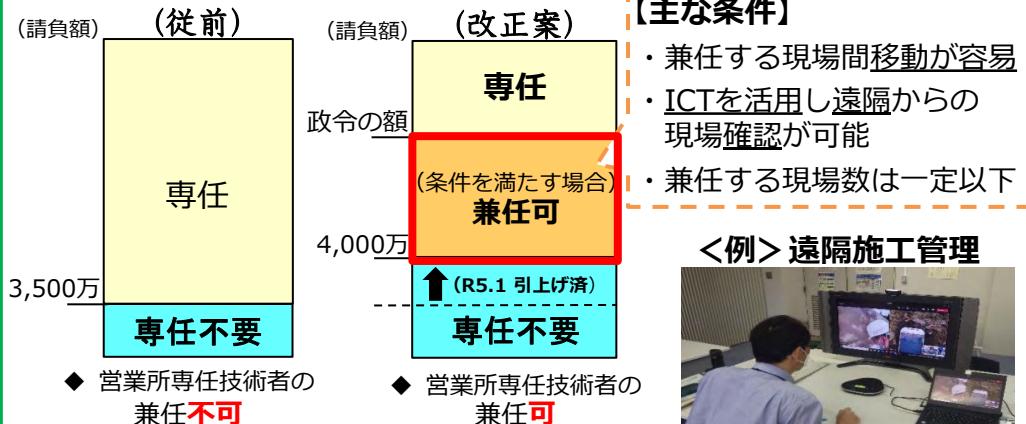
- 契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



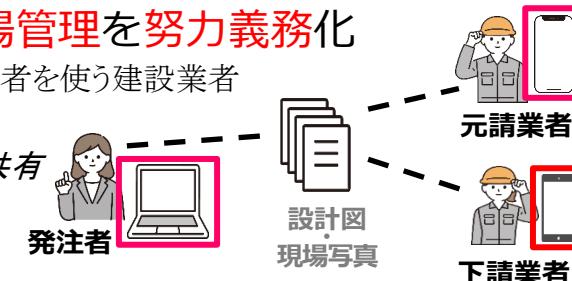
② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

新規制等の公共工事への適用

建設業法の改正による新規制等（全工事対象）

1. 労働者の処遇改善

○ 適正な労務費等の確保と行き渡り

- ・著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止（建設業者）
- ・著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止（注文者）
- ・違反発注者に勧告・公表

○ 原価割れ契約を禁止（建設業者）

（参考）注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止（現行）

2. 資材高騰に伴う労務費へのしづ寄せ防止

○ 契約前のルール

- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

○ 契約後のルール

- ・資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる（建設業者）
- ・変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

3. 働き方改革と生産性向上

○ 工期ダンピングによる契約を禁止（建設業者）

（参考）注文者も工期ダンピングによる契約を禁止（現行）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

- 入札前の見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書※作成に左の禁止規定を適用（建設業者）※記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】

- 見積書の金額変更を要求する場合※に左の禁止規定を適用（発注者）
※予定価格算定の参考とする見積の微収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など

- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用（建設業者）

（違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）

（参考）公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用（現行）

- 左の規定に従って契約書を作成する義務（建設業者・発注者）

（注）既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。

- 左の規定を適用し、入札時点でのリスク情報提供を想定（建設業者）

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能（建設業者）

- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
（注）既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用※（建設業者）

（違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）

※入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など

（参考）公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用（現行）

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる。